

地方財政健全化法に基づく健全化判断比率及び 資金不足比率について

令和7年度決算



輪島市企画財政部財政課



「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の概要

(1) 健全化判断比率等の公表等

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行され、地方公共団体の長は、毎年度、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率(以下「健全化判断比率」という。)並びに公営企業ごとの資金不足比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告するとともに、住民に対し公表することが義務付けられました。

本市の場合は、毎年度9月議会に報告し、告示、ホームページ及び広報にて公表しております。

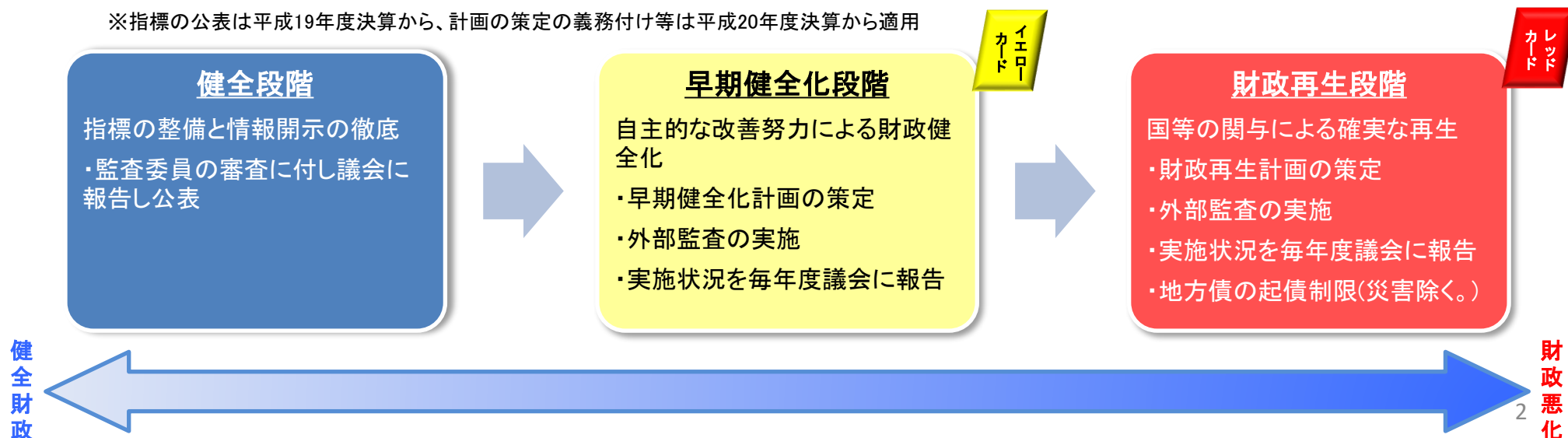
(2) 財政の早期健全化及び財政の再生

各地方公共団体は、健全化判断比率により「健全段階」、「早期健全化段階」、「財政再生段階」の3つの段階に区分され、早期健全化段階や財政再生段階になった場合(健全化判断比率が「早期健全化基準」や「財政再生基準」を超えた場合)は、財政健全化、再生に向けた計画の策定や外部監査の実施などが義務付けられます。

(3) 公営企業の経営の健全化

各地方公共団体は、公営企業の資金不足比率が経営健全化基準である20%以上となった場合は、経営健全化計画の策定が義務付けられます。

※指標の公表は平成19年度決算から、計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用



健全化判断比率の概要

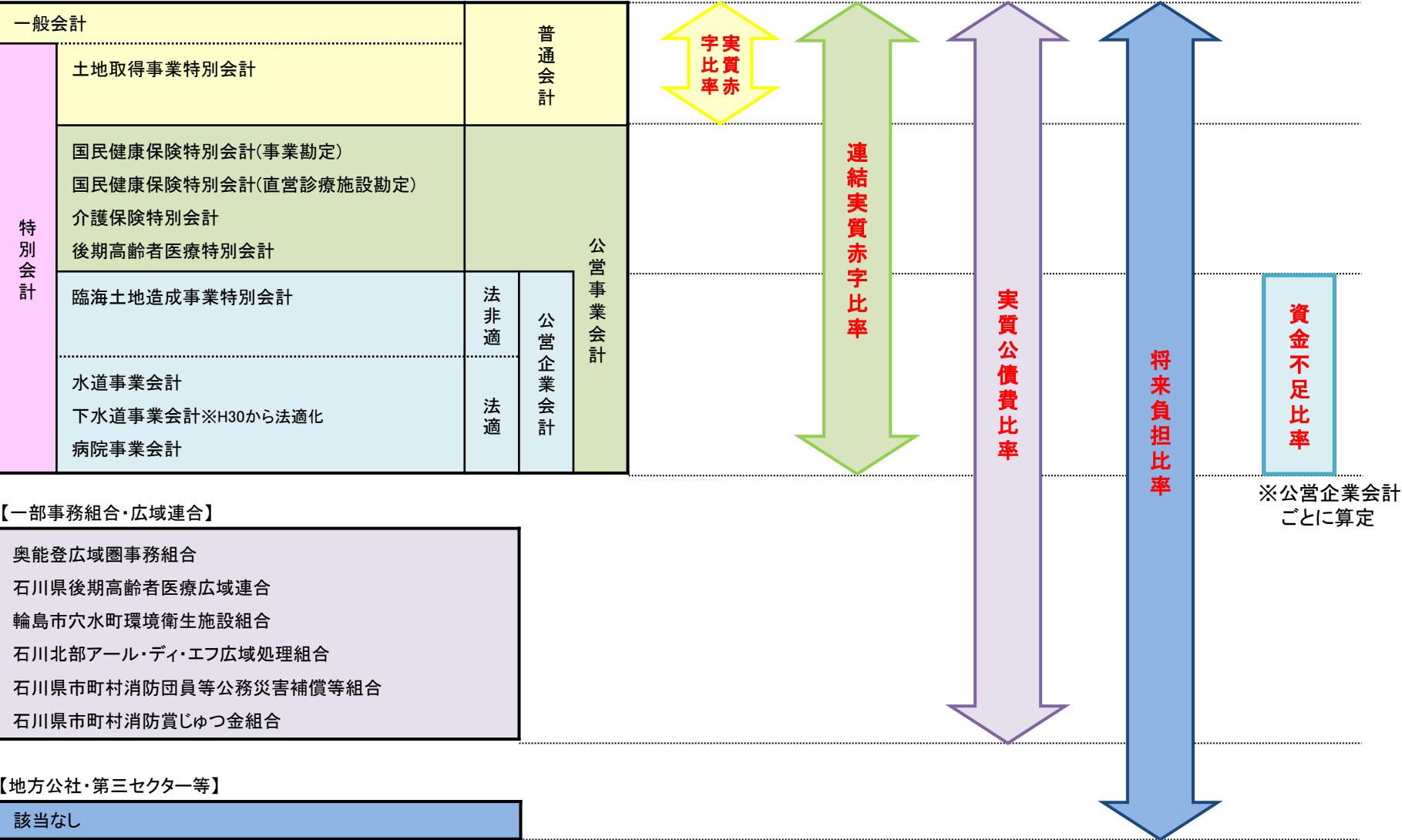
(1) 各指標について

指標名	説明
実質赤字比率	一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率 (一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものです。) ※黒字の場合は、表示されません。 <u>家計で例えると、年収に占める年間赤字額の割合です。</u>
連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質赤字額と資金不足額の標準財政規模に対する比率 (すべての赤字と黒字を合算し、市全体としての赤字の程度を指標化し、全体の財政運営の深刻度を示すものです。) ※黒字の場合は、表示されません。 <u>家計で例えると、年収に占める同居する世帯も含めた家全体の年間赤字額の割合です。</u>
実質公債費比率	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模※に対する比率(3カ年平均) (借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものです。) 比率が小さければ小さいほど健全な財政運営であると言えます。 <u>家計で例えると、年収に占めるローン返済額の割合です。</u>
将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模※に対する比率 (借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の額の大きさを指標化し、将来、財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものです。) <u>家計で例えると、ローン残高など将来支払う義務が確定している経費が年収の何年分に相当するかを示す割合です。</u>

※標準財政規模から元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(普通交付税措置額)を控除した額

健全化判断比率の概要

(2) 本市における健全化判断比率等の対象範囲



健全化判断比率の概要

(3) 実質公債費比率と地方債協議制度

★平成18年度から地方債許可制度から協議制度に移行しましたが、実質公債費比率は地方債協議制度の例外を適用する基準としても用いられます。

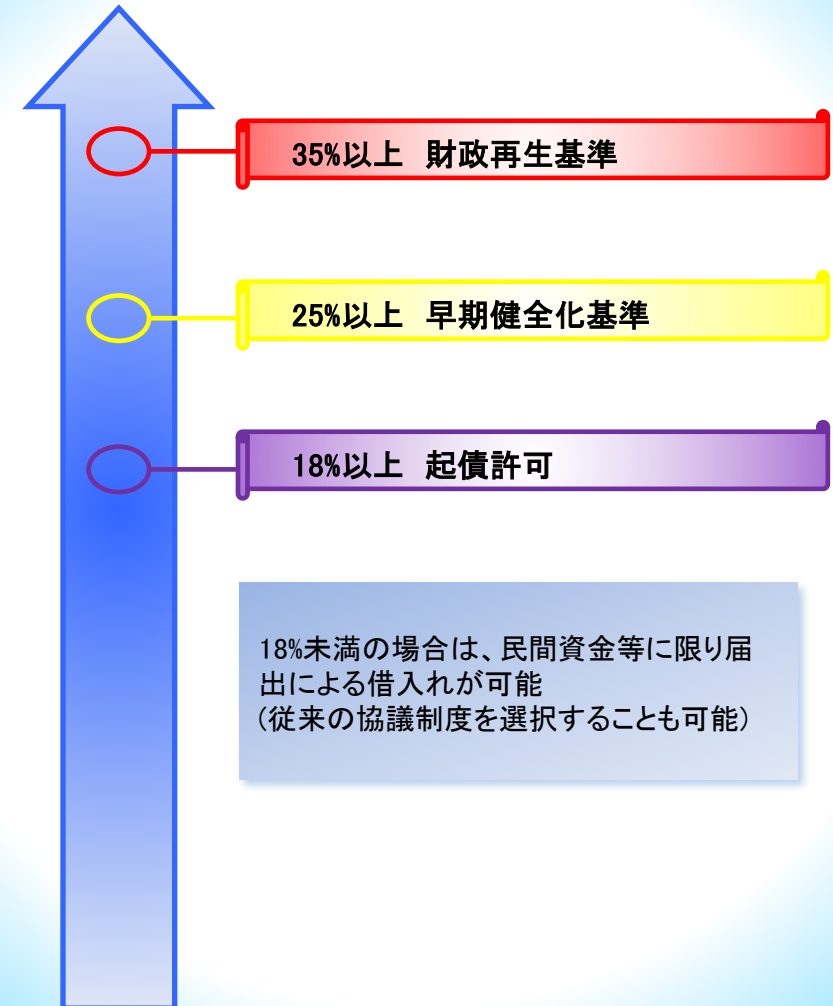
★実質公債費比率が18%以上の団体は、地方債の発行に際して、従来どおり県知事の許可となります。

本市においては、平成23年度(平成22年度決算から18%を下回っている)から起債協議団体となっております。

★平成23年8月に、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第2次地方分権一括法)」が成立し、地方財政法の一部改正により平成24年度から地方債届出制度が導入されました。

★実質公債費比率が18%未満となるなど財政状況の良好な団体においては、民間資金債等を発行する場合は、県知事への協議を要せず、届出のみで起債が可能となりました。

【実質公債費比率による基準】



資金不足比率の概要

(1) 指標について

公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率

(公営企業の資金不足を、料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものです。)

家計で例えると、世帯主以外の家族一人ひとりの年収に対するそれぞれの赤字額の割合です。

(2) 資金不足比率の算式

資金不足比率＝資金の不足額(※1)÷事業の規模(※2)

(※1)資金の不足額

- ・法適用企業＝(流動負債(控除企業債除く。)+資産形成以外の目的で発行した企業債残高－流動資産)－
解消可能資金不足額(※3)
- ・法非適用企業＝(繰上充用額+支払繰延額・事業繰越額等+資産形成以外の目的で発行した企業債残高)－
解消可能資金不足額

(※2)事業の規模

- ・法適用企業＝営業収益の額－受託工事収益の額
- ・法非適用企業＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

(※3)解消可能資金不足額

公営企業の事業開始後、一定期間生じる資金不足額のうち、客観的な算定により将来解消が可能と認められるもの

健全化判断比率及び資金不足比率の算定結果

(1) 健全化判断比率

年 度	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	【参考】 単年度実質公債費比率
H18決算	—	—	—	—	19.6
H19決算	—	—	19.4	273.2	21.1
H20決算	—	—	20.5	245.5	20.7
H21決算	—	—	20.0	214.7	18.1
H22決算	—	—	17.9	190.8	14.9
H23決算	—	—	16.0	173.4	15.1
H24決算	—	—	15.2	151.7	15.6
H25決算	—	—	15.1	141.9	14.8
H26決算	—	—	14.9	134.7	14.3
H27決算	—	—	14.3	115.5	14.0
H28決算	—	—	13.0	99.8	10.6
H29決算	—	—	11.6	94.2	10.3
H30決算	—	—	10.1	86.7	9.5

※実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「—」と表示する。実質公債費比率は3ヶ年度平均の数値

健全化判断比率及び資金不足比率の算定結果

(1) 健全化判断比率

年 度	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	【参考】 単年度実質公債費比率
R1決算	—	—	10.4	87.9	11.4
R2決算	—	—	10.8	84.7	11.5
R3決算	—	—	12.0	74.3	13.3
R4決算	—	—	13.5	76.6	15.7
R5決算	—	—	14.9	11.1	15.7
R6決算	—	—	15.4	—	14.7
R7決算	—	—	15.9	—	17.5
早期健全化基準(R7)	13.06	18.06	25.0	350.0	
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	—	

※実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「—」と表示する。実質公債費比率は3ヶ年度平均の数値

健全化判断比率及び資金不足比率の算定結果

(2) 資金不足比率

会計名	R7決算	経営健全化基準
臨海土地造成事業特別会計	—	20.0
水道事業会計	—	
病院事業会計	—	
下水道事業会計	—	

【参考】

過去の資金不足発生状況

・病院事業

H19:8.0% H20:2.9% H21:2.0%

・国民宿舎事業(H21末会計廃止)

H19:52.4%

※資金不足額がない場合は、「—」と表示する。



健全化判断比率及び資金不足比率のいずれも「早期健全化基準」及び「経営健全化基準」を下回っており、**健全な状況**であると判断できます。

財政用語解説

用語	解説
標準財政規模	地方公共団体の一般財源の標準的大きさを示す指標 地方公共団体が通常水準の行政サービスを提供する上で必要な一般財源の目安となる数値で、財政分析や財政運営の指標算出のためなどに利用されます。 標準財政規模＝標準税収入額等＋普通交付税交付額＋臨時財政対策債発行可能額
標準税収入額等	地方公共団体の税収入確保の適正化のための指標(地方税、地方譲与税等の収入見込額の理論値) 標準税収入額等＝(基準財政収入額－(市民税所得割における税源移譲相当額の25%＋地方消費税交付金における引上げ分の25%＋地方譲与税＋交通安全対策特別交付金))×100/75＋地方譲与税＋交通安全対策特別交付金
普通交付税	地方公共団体ごとの必要経費(基準財政需要額)と収入見込額(基準財政収入額)を比較した結果、基準財政需要額が基準財政収入額を上回る場合に、その不足額を補填する財政調整制度 地方交付税にはこれとは別に普通交付税でカバーしきれない個別、緊急の特殊財政需要(災害による損害など)に対応するための特別交付税があります。
臨時財政対策債	地方一般税源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債 臨時財政対策債については、実際の借入れの有無にかかわらず、その元利償還金相当額を後年度の基準財政需要額に算入(普通交付税措置)されます。
地方債	地方公共団体が資金調達のために負担する債務であり、その返済が一会計年度を超えて行われる長期借入金 原則として、公営企業(病院、水道、下水など)の経費や建設事業費の財源を調達する場合等、地方財政法第5条各号に掲げる場合においてのみ発行することができますが、例外として、地方財政計画上の通常収支の不足を補填するために発行される地方債として臨時財政対策債なども発行することができます。